

正誤表 本報告書に、下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

| NO | ページ | 箇所 | 誤 | 正 | 備考 |
|----|------|---|---|---|-------|
| 1 | P71 | 図表38 水稲病害虫発生状況調査年度別一覧表 | 有害虫計 (前・後・差の順に) 令和2年度 101 381 280 令和3年度 135 122 -13 令和5年度 100 336 236 | 有害虫計 (前・後・差の順に) 令和2年度 82 315 233 令和3年度 138 149 11 令和5年度 160 362 182 | |
| 2 | P99 | 図表52 柏市商店街活性化事業補助金の概要 (7) 空き店舗対策事業 | 「工事請負費・・・」の下 行無し | 「 備品 対象経費の2分の1以内の額 上限額50万円 」 を挿入 | 行を追加 |
| 3 | P101 | 図表55 柏市沼南商工会に対する補助対象事業費 | 金融指導事業の金額 235,544円 | 金融指導事業の金額 253,544円 | |
| 4 | P106 | 図表56 柏市企業立地促進事業奨励金 | 奨励金額 ②投下固定資産額5000万円以上 | 奨励金額 ②投下固定資産額5000万円以上 (円を削除) | 誤字 |
| 5 | P110 | 図表59 柏市中小企業融資制度における資金の種類ごとの貸付条件等 (令和5年度) | 大型店進出対策資金 設備資金 融資限度額 3,000万円 融資期間 120月以内 | 大型店進出対策資金 設備資金 融資限度額 3,000万円 融資期間 融資する資金の額が1,000万円以内の場合 60月以内 融資する資金の額が1,000万円を超える場合 120月以内 | |
| 6 | P111 | イ. 融資決定額の推移 の1行目 | 融資決定額とは取扱金融機関が制度融資利用者に対して行った融資実行額であり、令和5年度においては、総額643,150千円の新規融資が実行されている | 令和5年度の融資実行額は、総額638,150千円の新規融資が実行されている | |
| 7 | P112 | 図表62 融資資金ごとの利子補給率等 の表の5行目の補給期間 | 7年以内 | 5年以内 | |
| 8 | P113 | | ①損失補償額について | ③損失補償額について | 項番ズレ |
| 9 | P113 | ④事業費の推移の表 | 決算額 令和5年度 1,308,393 | 決算額 令和5年度 1,308,493 | |
| 10 | P119 | ②事業費の推移の表 | 令和3年度 当初予算額 35,044 令和3年度 決算額 34,108 令和4年度 決算額 33,691 | 令和3年度 当初予算額 35,203 令和3年度 決算額 33,692 令和4年度 決算額 34,671 | |
| 11 | P120 | ③事業費の主な内訳の表 | 委託料 29,999 負担金、補助及び交付金 4,970 | 委託料 29,999 使用料及び賃借料 383 賃借料 負担金、補助及び交付金 4,970 | 行を追加 |
| 12 | P123 | 図表70 過去3ヶ年度における精算書と事業者の活動計算書との比較 [令和3年度:] | 人件費相当額の精算書 (A) 22,237,701 円 | 人件費相当額の精算書 (A) 22,237,704 円 | |
| 13 | P123 | 図表70 過去3ヶ年度における精算書と事業者の活動計算書との比較 [令和4年度:] | 差額 (A) - (B) 109,227円 | 差額 (A) - (B) 1,092,227円 | 2か所あり |
| 14 | P131 | | (2) 監査対象事業に対する意見 | (3) 監査対象事業に対する意見 | 項番ズレ |
| 15 | P146 | | ③ スターアップコンシェルジュ事業委託の概要 | ④ スターアップコンシェルジュ事業委託の概要 | 項番ズレ |
| 16 | P161 | | ④ 市内中小事業者販路拡大支援事業負担金の事業概要 | ⑤ 市内中小事業者販路拡大支援事業負担金の事業概要 | 項番ズレ |
| 17 | P173 | b. 高等学校における消費者教育 下から3行目 | 市内全高等学校に対し～授業等の企画・派遣を実施した | 市内高等学校に対し～授業等の企画・派遣を実施した | |
| 18 | P174 | 図表100 2の開催日 | 1/24 | 1/17 | |
| 19 | P175 | イ. 一般市民向け消費者教育・啓発上から5行目 | 地域包括センター | 地域包括 支援 センター | 誤字 |
| 20 | P177 | C. パネル展 1行目 | 消費生活センターの消費トラブルの未然防止を目的に～ | 消費生活センターの 周知 と消費トラブルの未然防止を目的に～ | |
| 21 | P187 | (1) 事業の概要の①から④の項目 | ③事業の推移 ④事業費の主な内訳 | ②事業の推移 ③事業費の主な内訳 | 項番ズレ |
| 22 | P189 | 図表115 (3) 立入検査①商品量目立入検査 ア 検査概要 不適正個数 | 不適正個数の合計 90 | 不適正個数の合計 30 | |
| 23 | P190 | 図表115 (3) 立入検査①商品量目立入検査 イ 商品分類別検査結果 正量個数 | 「魚介類」の正量個数 316 | 「魚介類」の正量個数 309 | |
| 24 | P190 | 図表115 (3) 立入検査①商品量目立入検査 イ 商品分類別検査結果 風袋量の無視・軽視 | 「その他の食品」の風袋量の無視・軽視 0 | 「その他の食品」の風袋量の無視・軽視 6 | |
| 25 | P239 | (3)監査対象事業における意見 の本文 | UDC2がHPで公開している令和5年度の正味財産増減計算書をみると、経常収入の 約9.5% が受け取り補助であり、市が支出した負担金は経常収入の 約6.5% となる。残りの 3.0% は商工会議所と国土交通省であり～ | UDC2がHPで公開している令和5年度の正味財産増減計算書をみると、経常収入の 約9.4% が受け取り補助であり、市が支出した負担金は経常収入の 約8.2% となる。残りの 1.2% は商工会議所と国土交通省であり～ | |